

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第七十三号 福生市の一般職員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第七十三号 福生市の一般職員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める条例について 提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案も昨日の全員協議会において御説明を申し上げましたとおりでございます。この六月期において市の職員に支給すべき期末手当の支給割合は、給料等の月額額の百分の百七十と定め、なお附則の第二項において、条例上六月十五日までに支給することに相なっておりますが、今期は間に合いませんので、この六月期の期末手当及び勤勉手当に限って特例規定を設け、これを二十一日までに支給と読みかえようとするものでございます。なお、本案の御議決をいただきますと、市の職員に支給いたします期末勤勉手当の実質支給率は議員さんのそれよりも高く、

実質二・二五月分と相なるものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらうんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第七十三号は原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第三十一号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 齊藤多市君 登壇)

○建設部長(齊藤多市君) 御指名によりまして、議案第三十一号市道路線の認定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず市道第二九三号線から御説明申し上げます。

この路線は、鍋一地区の聖愛幼稚園の東方向のところに位置し、市道一七〇号線と市道一三九号線とを結ぶ幅員四メートル、延長九十二・五メートルの私道であったものを、木村久雄氏ほか九名から寄付されたもので、起点を熊川四九八一八番地先に、終点を同所四九八〇四番地先にしようとするものであります。

次に市道第二九四号線につきましては、熊牛地区の飯塚中央図書館に通ずる

幅員四・五メートル、延長四十一メートルの道路で、田村政一氏から寄付されたもので、起点を市道二級幹線十二号線に接した熊川八四八一四番地先に、終点を同所八五〇一一番地先にしようとするものです。

最後に市道武蔵野台四七号線につきましては、武蔵野台の交通社福生整備工場の南側に位置する幅員五メートル、延長百四メートルの道路で、飯田建設工業株式会社から寄付されたものであります。起点を武蔵野台一丁目二二七五番地先に、終点を同所二二七五番地先にしようとするものであります。

以上三路線とも、市道として道路環境の保全と管理を行い、一般の交通の用に供するため、道路法第八条の規定に基づき、認定しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第三十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第三十二号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) お許しをいただきまして、議案第三十二号 福生市教育委員会委員の任命について、本案の提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、木村和男君が本日昭和五十四年六月十五日をもって任期満了でございます。したがって、本議会に教育委員の選任の議案を提出申し上げたいと思っております。種々熟慮いたしましたものでございますが、木村和男君は本日をもって、一期教育委員を務められたわけでございますが、その間非常な御熱意をもちまして、生来のまじめさと明晰さをもちまして、御熱心に教育行政に取り組まれましたので、再度御就任をいただいたらと私は考えた次第でございます。そのような考えのもとに、本日議案として御同意を提案申し上げます。御同意をいただければでございます。

木村和男君の学歴、職歴等につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、朗読は略させていただきますが、市の役職につきましても、消防団あるいは厚生に關係がございます。福祉あるいは町会の指導に御尽力をいただいた方でございます。私としては、まれに見るリ、ばな方であり、教育委員としてリ、ばな方であると

存じますので、御提出を申し上げた次第でございます。

何とぞ御審議をちょうだいいたしまして、御同意賜らんことをお願い申し上げます。

議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は原案とお

り同意いたしました。

議長(小林菊三君) この際、日程第六から日程第十一までの六案を一括して上程いたします。

日程第六議案第三十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労者についてから  
日程第十一議案第三十八号 福生市表彰条例に基づく自治功労者についてま  
での六案を一括して議題といたします。

本六案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第三十三号から議案第  
三十八号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく自治功労者についての六議案  
につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案はいずれも福生市表彰条例の規定に基づき、来る七月一日の市制施行  
記念日に、本市議会の御議決を経て、自治功労者に列し、自治功労章を  
お贈り申し上げるべき、永年公職在職者に対する表彰議案でございます。

議案番号順に御説明を申し上げますと、まず議案第三十三号の大野行夫  
氏は四期十六年間にわたって、町、市議会議員と、次の議案第三十四号の高波  
忠氏は三期十二年間にわたって町、市議会議員と、次の議案第三十五号の宇佐美良時  
氏は二期八年間にわたって市議会議員と、次の議案第三十六号の山崎良之助

氏は二期八年間にわたって町、市教育委員会委員、次いで一期四年間にわたって市議会議員を、次の議案第三十七号の井上東一氏は五期十五年間にわたって町、市農業委員会委員を、最後の議案第三十八号の島田猛氏は二十五年間三カ月の長きにわたって町及び市の吏員として在職し、その間、産業課長、議会事務局長、税務課長、福祉部及び総務部参事等を歴任して、過日退職されたその顕著な功績に対する表彰でございます。

なお、今回の表彰議案中、条例の規定によりまして、表彰審査委員会に御諮問を申し上げなければならぬ議案につきましてはすべて御諮問を申し上げ、去る五月二十五日開催の表彰審査委員会において、いずれも慎重御審議をいただきましたことを、委員の皆様は満腔の敬意を表しつつ申し添える次第でございます。御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○十二番(松山 清君) 今回の九名の方々ですが、これによって現在まで何名ほど自治

功労者になっているのか。もちろんその中に、表彰した後亡くなった方もおりまうし、現在おられる方は何名くらいか。

それから第十一条で、自治功労者よりの除外というのが一つ出されているが、こういうものに現在まで該当された方がおられるのかどうか。十一条については、本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失ったと認めるときは、市議会の議決を経て自治功労者より除外することができると、これはどういう内容のものを指しているのか、この際、お聞かせいただきたい。

それから自治功労者の場合、条例でも規定されてあるわけですが、ですから受けられる方がどうのこうのということではないわけですが、たとえば功労章をあげるわけですが、功労章はこういうものかと言いますと、純金性で五グラムというふうなもので、やはり金バッジ——ちょっと時代にそぐわないような感じがするのですが、これはいかほどの値段がするものか。それと、こういう形ではなく、やはり時代も時代なんですか、考え、検討する考えはないのか。何もこれは金バッジでなくてもいい、役目を果たすものだと思います。この点について。

○助役(篠崎俊夫君) 自治功労者は正確な数はちやうと覚えておりませんが、二百

名足らずでございます。そのうち死んだ人は何人かというのはちょっと覚えてないんですが、いますか、いすんにいたしました。二百名に欠ける自治功労者がおられます。

二番目の表彰条例の十一條に該当する方は、いまだ一人もございませんでした。功労者よりの除外という方は一人もおられないわけでございます。

それから自治功労章の純金ニ匁というものでございしますが、現在製作費は一個四万五千円かかります。ただこれは非常に歴史のあるものでございまして、昭和三十三年に表彰条例ができましたときに、こうした自治功労章は純金でニ匁でこういう形にしようということで研究を重ねた結果、決まったものでございますので、安易にこれを直すのは適当でないと思います。そのかわり略章ができておりますので、こういった重たい正章をつけませんでも、略章で間に合わせるようになっております。

失礼しました。最初の自治功労者の数は七十九名でございます。それから死七者は二十六名いるようでございます。

○十二番(松山 清君) 頭の中で考えて答弁するのも結構でございますが、えうい違いないんで、数が多或少ないということをお問しているのではないのでいいのですけれども、えらく違うのでひとつ注意していただきたいと思います。

それからそうしますといまの答弁では該当者もないということと結構なことなんです。功労章そのものについては検討する気もないということですが、略章を出されたので、そろそろ検討する時期に来ているのではないかと考えます。

それと、こういうそれ相当のバッジなど出しているような市町村は近隣でどのくらいありますか。

○助役(佐藤 俊夫君) 条例で決めているところは余りないようでございます。ただ表彰しているところはどこでもございます。

○十二番(松山 清君) 最後にひとつ、表彰を受ける方についてどうこうということではなく、表彰のあり方とか内容について、私はもうそろそろ検討する——自治功労につきましても伝統あるものだからというだけじゃなくて、やはりいまの時代に沿うような形で四万五千円相当のバッジを贈られた方も、これをつける機会というのはなかなかないわけですよ。そういうことから言いますと、検討する時期ではないかと思えます。しかしそういうことも余り考えていないようですけれども、その点、私要望いたしておきます。それと同時に、この表彰については、この際、そういうような問題も含んでおりますので、退場させていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号から議案第三十八号までの六案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号から議案第三十八号までの六案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、日程第十二から日程第二十三までの十二案を一括して上程いたします。

日程第十二議案第三十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第二十三議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの十二案を一括して議題といたします。

本十二案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 保崎俊夫君 登壇)

○助役(保崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第三十九号から議案第五十号までのいずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十二議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件は、全議案福生市消防団員の満十五年以上長期の勤続に対する表彰でございます。いずれも現職でございます。

議案第三十九号の清水守男氏は、団本部の副団長 議案第四十号の井上嘉介氏も団本部の副団長 議案第四十一号の竹田博行氏は第一分団の分団長 議案

第四十二号の森田昌巳氏は第二分団の分団長 議案第四十三号の天野晃嗣氏は

第二分団の副分団長 議案第四十四号の古畑光章氏は第四分団の副分団長、

議案第四十五号の沢本紀男氏は第五分団の副分団長 議案第四十六号の細瀬浩美氏

も第五分団の副分団長 議案第四十七号の菅沼勝利氏は第一分団の部長 議案

第四十八号の森田喜代見氏は第二分団の部長 議案第四十九号の川邊信行氏も

第二分団の部長 最後の議案第五十号の小林田政廣氏も第二分団の部長で

ございます。

いずれも御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い

い申し上げます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第三十九号から議案第五十号までの十二案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十九号から議案第五十号までの十二案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第二十四 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一

般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

の提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は通算満八年以上町会長を務められて退職された方に対する表彰でございます。

本案記載の佐藤義和氏は過日退職されましたが、長沢第一町会の町会長を満八年間にわたって務められ、最後の四年間は町会長協議会の会長の職も務められました。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第五十一号は原案と

おり同意することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(小林菊三君) この際 日程第二十五から日程第二十七までの三案を一括して上
程いたします。

日程第二十五議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから
日程第二十七議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの
三案を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第五十二号から議案
第五十四号まで いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての三議案に
ついて 提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件はいずれも長年にわたって福祉の増進に尽力されておられる皆様に対する一般表彰でございます。

その表彰理由を議案順に申し上げますと まず議案第五十二号の鮎澤美代子氏は
母子福祉と刑余者の保護関係の御功績に対する表彰でございます。特に同氏は
市の母子福祉協議会の設立者でございます。鮎澤美代子氏は昭和三十九年から西宮

市母子福祉協議会の福生町代表を務めておられたのでございますが、昭和四十五年四月
一日市制施行の直前に福生町の母子福祉協議会を設立され、現在もその会長とし
て絶えず母子福祉の向上に八面六臂の活躍をしておられるだけでなく、刑余者の保
護を職務内容といたしまする保護司の職歴に至りましては、昭和二十五年三月から
今日に至るまで、実に二十九年余の長きに及んでおるのでございます。

次の議案第五十三号の田村富士郎氏は、青少年問題及び刑余者の保護関
係の御功績に対する表彰でございます。同氏の青少年問題に対するごうんち
くはよく人の知るところでございます。したがってその歩んでこられた公職歴も大
変に豊富でございます。市の青少年問題協議会の委員はもとより、さらに東
京都の青少年を守る運動の福生市代表、刑余者の保護を職務内容とす
る保護司の職歴は昭和二十九年十二月から今日に至るまでの二十四年余の長き、

に及び、現在も西多摩区保護司会の会長と西多摩地区保護観察協会の副会長——西多摩地区保護観察協会の会長は福生市長でございます。その副会長を務めておられるのでございます。

最後の議案第五十四号の古谷富治氏は、社会教育及び一般福祉関係の御功績に対する表彰でございます。同氏は持ち前の温厚さと人情深さをもつて、長年にわたり青少年、身体障害者、保護世帯等の世話に尽瘁され、その歩んでこられました公職歴も市の青少年問題協議会の委員、市の社会教育委員、市の社会福祉協議会の役員を初め、昭和三十七年の二月から現在に至るまで、麻薬中毒者相談員、それから民生委員、児童委員の職歴に至りましては昭和三十一年の十二月から今日に至るまで二十四年余の長きに及んでおるのでございます。

なおこの三議案につきましても、もちろん過日表彰審査委員会にお諮りを申し上げたのでございますが、その御審議の過程におきまして、今後の問題として、市長は福祉関係以外の功労者にも目を向けてほしい、それからもう一つ、公職在職者の表彰も結構であるが、民間の隠れた功労者の発見にもこれからでき、

るだけ努めてほしい。この二つの重要な御意見をいただいているのでございますが、なお諮問に対する市長への答申書の中におきましても、今後の課題として条例第三条第一号の規定を適用するに当たって、その基準が明解であることが望まれるという、貴重な御意見をちょうだいしておりますことを、申し添える次第でございます。

本案も御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で説明は終わりました。
これより質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) この表彰三件の表彰者そのものについてどうこうというものはございませんが、これが選考のあり方等について、若干お尋ねいたしたいと思っております。ただいま提案になったこの条例第三条第一号の議案の説明については、るるお聞きいたしましたのでわかりますが、御承知のようにこの表彰条例が施行されて以来、すでに先ほども説明がありましたか、昭和三十三年から満三十年を経過して、多くの方々が名誉ある表彰を受けてきておりますが、今回、このかつてない事例の表彰